

家畜排せつ物法施行状況調査結果 (平成 21 年 12 月 1 日現在)

平成 21 年 12 月 1 日現在における家畜排せつ物法の規定に関する施行状況について調査を実施した。結果は以下のとおり。

1. 管理基準（法第 3 条）への対応状況※¹

(1) 管理基準適用対象農家の概要

管理基準適用対象農家数は 56,184 戸であり、全畜産農家数 112,912 戸に占める割合は約 49.8%であった。

(2) 管理基準への対応状況

管理基準に適合している畜産農家数は 56,161 戸であり、管理基準適用対象農家数 56,184 戸に占める割合は約 99.96%であった。

なお、管理基準に適合していない畜産農家数は 23 戸であり、前回調査（平成 20 年 12 月 1 日現在）の 32 戸に比べ減少している。

2. 法に基づく行政指導等の実施状況（平成 20 年 12 月 2 日～平成 21 年 12 月 1 日）

※²

法第 4 条に基づく指導及び助言は 8 戸の畜産農家に対して実施され、法第 5 条第 1 項に基づく勧告は 8 戸の畜産農家に対して実施された。

法第 5 条第 2 項に基づく命令に至った事例はなかった。

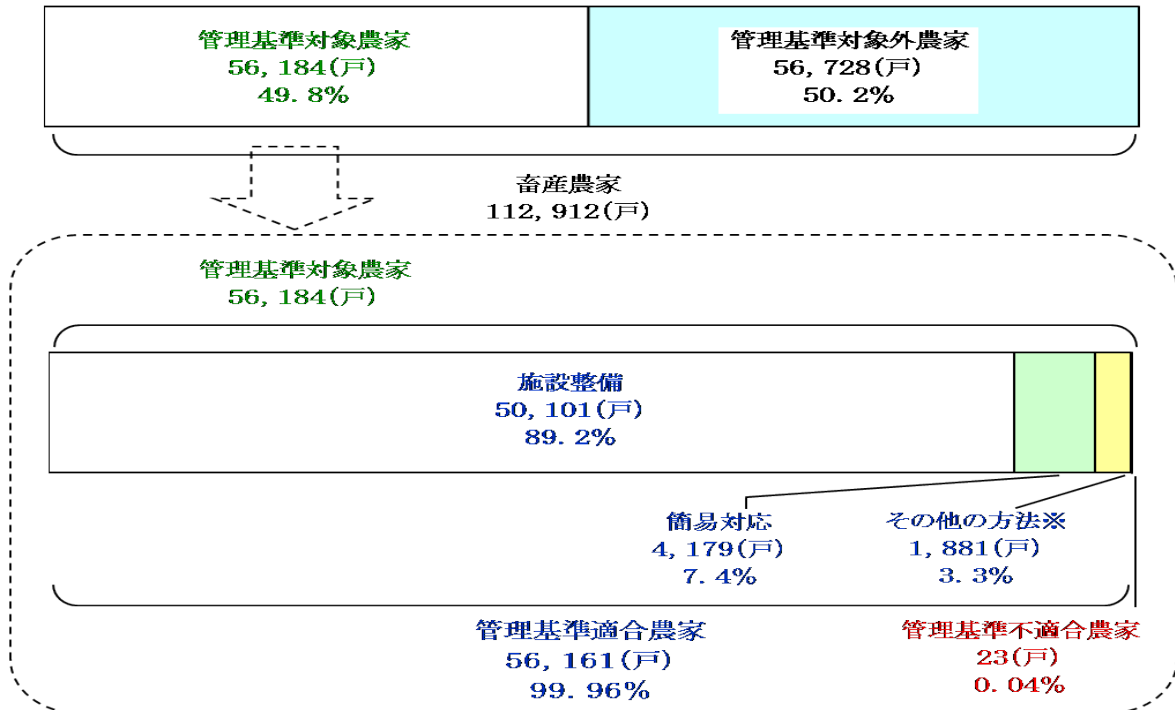
※¹ 管理基準の内容や、管理基準適用対象農家については、別紙「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律について」を参照のこと。

※² 行政指導等の内容については、参考付表の表 2 の「参考」を参照のこと。

(参考付表)

図1 管理基準への対応状況（態様別）

○法施行状況調査（平成21年12月1日時点）結果の概要



※「その他の方法」には、畜舎からほ場への直接散布、周年放牧、廃棄物処理としての委託処分、下水道利用等が含まれる。

表1 管理基準への対応状況（畜種別）

	管理基準対象農家 (戸) A	管理基準への対応状況		B/A (%)	
		うち基準に適合 (戸) B	基準に不適合 (戸)		
全畜種	56,184	56,161	23	99.96%	
畜種別内訳	乳用牛	20,347	20,338	9	99.96%
	肉用牛	23,454	23,451	3	99.99%
	豚	5,313	5,303	10	99.81%
	採卵鶏	3,041	3,040	1	99.97%
	ブロイラー	3,180	3,180	0	100.00%
	馬	849	849	0	100.00%

※平成21年12月1日時点。

表2 法第4条、第5条に基づく行政指導等の実施状況

項 目	20年12月2日～21年12月1日までの実施件数 (農家戸数)
法第4条に基づく指導及び助言	8
法第5条に基づく勧告	8
法第5条に基づく命令	0

注) 行政指導等は、都道府県知事の判断により実施されるものであり、早晚、不適正な管理が解消されることが見込まれるときは実施されない場合もあるため、実施件数は、必ずしも管理基準不適合農家数とは一致しない。

【参考】

家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律（抄）

（略）

（指導及び助言）

第四条 都道府県知事は、家畜排せつ物の適正な管理を確保するため必要があると認めるときは、畜産業を営む者に対し、管理基準に従った家畜排せつ物の管理が行われるよう必要な指導及び助言をすることができる。

（勧告及び命令）

第五条 都道府県知事は、前条の規定による指導又は助言をした場合において、畜産業を営む者がなお管理基準に違反していると認めるときは、当該畜産業を営む者に対し、期限を定めて、管理基準を遵守すべき旨の勧告をすることができる。

2 都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかったときは、当該者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

（以下略）